

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

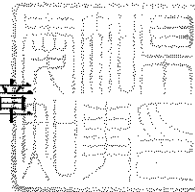
住 所 名古屋市熱田区南一番町15番5号

氏 名 加山興業 株式会社  
代表取締役 加山 順一郎 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年12月11日

許可の有効年月日 令和11 (2029) 年12月23日

## 1 事業の範囲

### (1) 積替え、保管を除く。

腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素を含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、シアンを含むもの）

以上 48品目

### (2) 積替え、保管を含む。

引火性廃油、特定有害廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）

以上 3品目

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### (1) ア 所在地

豊川市南千両二丁目1番

イ 面積

2,739.83m<sup>2</sup> (保管面積 6.32m<sup>2</sup>)

ウ 特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、特定有害廃PCB等(微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。)、特定有害PCB汚染物(微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。)

エ 保管上限

4m<sup>3</sup>

オ 高さ

該当なし

(2) ア 所在地

大府市北崎町遠山244番

イ 面積

1,400m<sup>2</sup> (保管面積 5.20m<sup>2</sup>)

ウ 特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油

エ 保管上限

4.80m<sup>3</sup>

オ 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月30日 新規許可

平成10年 8月30日 更新許可

平成15年 8月30日 更新許可

平成20年 8月30日 更新許可

平成25年 8月30日 更新許可

平成27年12月24日 更新許可(優良認定)

令和 4年12月24日 更新許可(優良認定)

令和 6年12月11日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無